

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年1月10日学長裁定)

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における動物実験等に関する取扱細則（平成19年12月20日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程（平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、動物実験計画、施設、飼養保管、安全管理、<u>教育訓練、自己点検・評価、情報の公開等</u>に係る必要な事項を定め、もって旭川医科大学（以下「本学」という。）における動物実験等の取扱いを適正かつ安全に行うことを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この細則における用語の意義は、規程第2条各号に定めるところによる。</p> <p>(適用) 第3条 この細則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、<u>委託等</u>先においても、法令及び指針等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程（平成19年旭医大達第15号。以下「規程」という。）<u>第13条</u>の規定に基づき、動物実験計画、施設、飼養保管、安全管理<u>及び教育訓練等</u>に係る必要な事項を定め、もって旭川医科大学（以下「本学」という。）における動物実験等の取扱いを適正かつ安全に行うことを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この細則における用語の意義は、規程第2条各号に定めるところによる。</p> <p>(適用) 第3条 この細則は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合には、<u>委託先</u>においても、法令及び指針等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。</p>

3 規程第2条第1号に定める実験動物以外の動物を動物実験等の利用に供する場合においても、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。）に沿って行うよう努めるものとする。

(削除)

(削除)

第2章 動物実験計画等

(動物実験計画)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合（動物実験計画を変更又は更新する場合を含む。）は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて別紙様式1による「動物実験計画申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性（新設）

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。（新設）

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。（新設）

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。（新設）

3 規程第2条第1号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、平成25年環境省告示第84号。以下「飼養保管基準」という。）に沿って行うものとする。

(適用除外)

第4条 畜産に関する飼養管理の教育、若しくは試験研究、又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この細則を適用しない。ただし、外科的措置を施して研究を行う場合及び薬理学実験による研究を行う場合並びに解剖学、生理学、病理学等の基礎科学及び応用獣医学、臨床獣医学等の教育・実習に供する場合については、この限りでない。なお、畜産動物については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示85号）」、生態の観察については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成19年環境省告示104号）」に準じて行うものとする。

第2章 動物実験計画等

(動物実験計画)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合（変更する場合を含む。）は、別紙様式1による「動物実験計画申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

(5)致死的な毒性実験，感染実験，放射線照射実験等の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は，動物実験等を計画する段階で実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング（以下「人道的エンドポイント」という。）の設定を検討すること。（新設）

2 動物実験責任者は，実験実施期間が一の年度によらない場合には，年度毎に別紙様式1による「動物実験計画申請書・承認書」を作成し，研究技術支援センターを経由して，学長に提出しなければならない。（新設）

3 研究技術支援センターは，学長を補佐し，前2項の動物実験計画が本学の飼養保管施設，第7条第6項により承認された飼養保管室又は第9条第3項により承認された実験室において適正に実施できる内容であるか否かを確認するものとする。なお，確認に当たっては，動物実験委員会（以下「委員会」という）と十分に連絡をとり，必要な事項について委員会に報告するものとする。（新設）

4 学長は，本条第1項及び第2項の「動物実験計画申請書・承認書」の提出があったときは，委員会に当該動物実験計画の審査を付議し，その審査結果に基づき動物実験計画の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。

5 動物実験実施者は，前項の審査に基づき，学長の承認を得た後でなければ動物実験等を行うことができない。

（遵守事項）

第5条 動物実験実施者は，動物実験等の実施に当たっては，規程第3条第2項に定めるほか，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。なお，飼養保管施設，第7条第6項により承認された飼養保管室又は第9条第3項により承認された実験室でなければ，動物実験を実施することができない。

(2) 動物実験計画申請書・承認書に記載された事項及び次に掲げる事項ア 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等の利用（新設）

イ 実験終了時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮（新設）

ウ 適切な術後管理（新設）

エ 適切な安楽死の選択（新設）

2 学長は，前項の「動物実験計画申請書・承認書」を受理したときは，動物実験委員会（以下「委員会」という。）に当該実験計画の審査を付議し，その審査結果に基づき計画の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者及び動物実験実施者は，前項の審査に基づき，学長の承認を得た後でなければ動物実験等を行うことができない。

（遵守事項）

第6条 動物実験等に当たっては，関係法令等のほか，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画の範囲内の実験であること。

(3) 物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験については、安全管理に注意を払うこととし、関連する法令及び本学の規程等に従うこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験等については、動物実験実施者及び飼養者並びに周囲環境の安全を確保するため、適切な施設・設備を整えること。

(5) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(年次報告)

第6条 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式2による前年度の「実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に報告しなければならない。ただし、研究技術支援センターを介して導入、繁殖、飼養保管、又は実験した動物の場合は、この限りでない。

2 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式3による前年度の「動物実験成果報告書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に報告しなければならない。

3 学長は、前2項の報告を受けたときは、必要に応じて、委員会の助言を得て、動物実験責任者に対し、動物実験を適正に実施させるため、改善措置を命ずるものとする。 (新設)

第3章 施設等

(飼養保管施設)

第7条 本学の飼養保管施設として動物実験施設 Asahidake棟、Kurodake棟及びDog Farm棟を指定する。

(3) 実験動物の使用数削減に努め、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等を利用すること。

(5) 実験終了時期（人道的エンドポイントを含む。）に配慮すること。

(6) 適切な術後管理に努めること。

(7) 適切な安楽死の方法を選択すること。

(8) 物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験については、動物実験実施者及び飼養者等並びに周囲環境の安全を確保するため、適切な施設・設備を整えること。

(9) 実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

(10) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験を有する者の指導の下で行うこと。

(年次報告)

第7条 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式2による前年度の「実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書」を、研究技術支援センターを経由して、学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、毎年度当初に、別紙様式3による前年度の「動物実験成果報告書」を、研究技術支援センターを経由して、学長に報告しなければならない。

第3章 施設等

(飼養保管施設)

第8条 本学の飼養保管施設として研究技術支援センター動物実験技術支援部門（以下、動物実験技術支援部門とする。）を指定する。

- 2 前項の施設のほか、必要に応じて学内講座等に飼養保管室を設置することができる。
- 3 管理者は、すべての飼養保管室を統括する。
- 4 動物実験責任者は、飼養保管室を設置する場合（飼養保管室に係る変更又は更新する場合を含む。）は、別紙様式4による「飼養保管室設置申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。
- 5 動物実験責任者は、設置予定期間が一の年度によらない場合には、年度毎に別紙様式4による「飼養保管室設置申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。
(新設)
- 6 学長は、前2項の「飼養保管室設置申請書・承認書」の提出があったときは、委員会に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 7 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前項の審査に基づき、学長の承認を得た後でなければ飼養保管室を設置し供用することができない。
- 8 学長は、必要に応じて、管理者及び第6項により飼養保管室の設置を承認した動物実験責任者に実験動物の飼養及び保管状況を報告させ、委員会の助言を得て、改善措置を命ずるものとする。 (新設)

(飼養保管施設等の要件)

第8条 飼養保管施設及び飼養保管室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類や生理、生態、習慣等並びに飼養又は保管数等に応じた飼育設備を有すること。

- 2 前項の施設のほか、必要に応じて学内講座等に飼養保管室を設置することができる。
- 3 すべての飼養保管室は、動物実験技術支援部門に所属し、管理者がそれを統括する。
- 4 動物実験責任者は、飼養保管室を設置する場合（変更する場合を含む。）は、別紙様式4による「飼養保管室設置申請書・承認書」を、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の「飼養保管室設置申請書・承認書」を受理したときは、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 6 動物実験責任者は、前項の審査に基づき、学長の承認を得た後でなければ飼養保管室を設置し供用することができない。

(飼養保管施設等の要件)

第9条 飼養保管施設及び飼養保管室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

- (3) 床及び内壁などが、清掃・消毒等を行うときに容易な構造であること。また、飼養保管施設においては、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。なお、飼養保管室においては、器材の洗浄及び消毒等を行うに当たっては、研究技術支援センターの協力を得て行うこと。
- (4) 前室、ネズミ返し又は仕切り等を設置することにより、実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周囲環境への悪影響を防止する措置が講ぜられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室)

第9条 動物実験責任者は、実験室を設置する場合（実験室に係る変更又は更新をする場合を含む。）は、別紙様式5による「実験室設置申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、設置予定期間が一の年度によらない場合には、年度毎に別紙様式5による「実験室設置申請書・承認書」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。（新設）

3 学長は、前2項の「実験室設置申請書・承認書」の提出があったときは、委員会に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。

4 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前項の審査に基づき、学長の承認を得た後でなければ実験室を設置し供用（48時間以内の一時的保管を含む。）することができない。

(実験室の要件)

第10条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造・設備及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

- (3) 床及び内壁などが、清掃・消毒等を行うときに容易な構造であること。なお、飼養保管室においては器材の洗浄及び消毒等を行うに当たっては、動物実験技術支援部門の協力を得て行うこと。

- (4) 前室、ネズミ返し又は仕切り等を設置することにより、実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周囲環境への悪影響を防止する措置が講ぜられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室)

第10条 動物実験責任者は、実験室を設置する場合（変更する場合を含む。）は、別紙様式5による「実験室設置承認申請書」を、研究技術支援センターを経由して、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の「実験室設置承認申請書」を受理したときは、動物実験委員会（以下「委員会」という。）に当該申請内容の審査を付議し、その審査結果に基づき設置の承認又は不承認を決定して当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、前項の審査に基づき、学長の承認を得た後でなければ実験室を設置し供用（48時間以内の一時的保管を含む）することができない。

(実験室の要件)

第11条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造・設備及び強度を有し、実験動物が逸走した場合は、捕獲しやすい環境であること。

(2) 排泄物又は血液等による汚染に対して、清掃・消毒等が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第11条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。（新設）

(施設等の廃止)

第12条 動物実験責任者は、飼養保管室又は実験室を廃止する場合は、別紙様式6による「施設等（飼養保管室・実験室）廃止届」を作成し、研究技術支援センターを経由して、学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の「施設等（飼養保管室・実験室）廃止届」の提出があったときは、委員会に報告するものとする。（新設）

第4章 飼養保管

(飼養保管マニュアル)

第13条 管理者は、飼養保管に係るマニュアルを作成する。

2 実験動物管理者は、飼養保管に係るマニュアルを動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第15条 管理者は、実験動物を導入する際は、関連法令、指針等に基づき適正に管理されている機関から行わなければならない。

(2) 排泄物又は血液等による汚染に対して、清掃・消毒等が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

第12条 管理者は実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第13条 動物実験責任者は、飼養保管室又は実験室を廃止する場合は、別紙様式6による「施設等廃止届」を、研究技術支援センターを経由して、学長に届け出るものとする。

第4章 飼養保管

(飼養保管マニュアル)

第14条 管理者は、飼養保管マニュアルを作成する。

2 実験動物管理者は飼養保管マニュアルを動物実験実施者及び飼養者に周知し、遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第16条 実験動物の導入は、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から行わなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。（新設）

（給餌・給水）

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、飼養保管施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管する実験動物の数及び状態の確認が行われるようにしなければならない。（新設）

（実験動物の健康管理）

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

（削除）

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合は、適切な治療・処置等を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設及び飼養保管室内で飼養保管する場合は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

2 実験動物の導入時には、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行い、飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第17条 給餌・給水は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて行わなければならない。

（実験動物の健康管理）

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

3 実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合は、適切な治療・処置等を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第19条 異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設及び飼養保管室内で飼養保管する場合は、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存)

第19条 管理者等は、実験動物の入手先、種類、系統、数、及び実験履歴等に関する記録を整備して所定の期間保存しなければならない。

2 管理者は、年度毎に飼養又は保管した実験動物の種類と数等について学長に報告しなければならない。 (新設)

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 管理者等は、実験動物を他者へ譲渡する場合は、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第21条 管理者等は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第5章 安全管理

(危害防止)

第22条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷、アレルギー疾患の罹患等の予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

(記録の保存)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、種類、系統、数、及び実験履歴等に関する記録を整備して所定の期間保存しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 実験動物を他者へ譲渡する場合は、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第22条 実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第5章 安全管理

(危害防止)

第23条 管理者及び実験動物管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者及び実験動物管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷、アレルギー等の、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。

4 管理者及び実験動物管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者及び実験動物管理者は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるように努めなければならない。

6 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生防止に必要な情報提供等を行うよう努めなければならない。（新設）

7 管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第23条 管理者は、緊急時対応マニュアル等の地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第6章 教育訓練

（教育訓練）

第25条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 動物実験等に関する法令、飼養保管基準、指針等、本学の規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項（新設）

6 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第24条 管理者及び実験動物管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者及び実験動物管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

（人と動物の共通感染症の対応）

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

2 管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

第6章 教育訓練

（教育訓練）

第26条 学長は、管理者及び実験動物管理者が実施する当該各号に掲げる教育訓練を、当該者に受けさせなければならない。

- (1) 動物実験実施者は、「関連法令及び本学の規程等並びに安全管理」及び「動物実験等の方法に関する基本的事項」に関すること。
- (2) 飼養者は、「関連法令及び本学の規程等並びに安全管理」及び「実験動物の飼養保管に関する基本的事項」に関すること。

- (4) 安全確保, 安全管理に関する事項 (新設)
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項 (新設)
- (6) その他, 適切な動物実験等の実施に関する事項 (新設)

- 2 学長は, 管理者から前項の教育訓練の実施日, 教育内容, 講師及び受講者名の記録に関する報告を受け, その記録を保存するものとする。
- 3 学長は, 実験動物管理者, 動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めなければならない。 (新設)

(専門性の高い教育訓練)

第26条 動物実験実施者は, 適切な動物実験等を行うために, 適宜, 専門的知識を有する経験者から教育訓練を受けるよう努めなければならない。

第7章 自己点検・評価及び情報の公開

(自己点検・評価)

第27条 委員会は, 飼養保管基準の遵守状況及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成18年文部科学省告示第71号) への適合性に関し, 本学の動物実験等に係る点検及び評価を毎年実施し, その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 点検及び評価は, 点検・評価の基本方針, 実施計画, 点検項目及び評価基準を定めて実施するものとする。
- 3 学長は, 委員会が行った点検・評価の結果, 改善が必要と認められるものについては改善を指示し, また, 全学的な対応が必要なものはその改善に努めなければならない。
- 4 点検・評価の結果は, 定期的に外部の専門家による検証を実施するものとする。

(情報公開)

第28条 学長は, 規程, この細則, 実験動物の飼養又は保管の状況, 自己点検・評価, 外部の専門家等による検証の結果, 動物実験委員会の構成等の本学の動物実験等に関する情報を, 毎年1回程度ホームページ等適切な方法により公開するものとする。

- 2 委員会は, 管理者から前項の教育訓練に関する報告を受け, その記録を保管するものとする。

(専門性の高い教育訓練)

第27条 動物実験実施者は, 適切な動物実験等を行うために, 適宜, 専門的知識を有する経験者から教育訓練を受けるよう努めなければならない。

第7章 自己点検・評価及び情報の公開

(自己点検・評価)

第28条 委員会は, 飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し, 本学の動物実験等に係る点検及び評価を実施し, その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 点検及び評価は, 点検・評価の基本方針, 実施計画, 点検項目及び評価基準を定めて実施するものとする。
- 3 学長は, 委員会が行った点検・評価の結果, 改善が必要と認められるものについては改善を指示し, また, 全学的な対応が必要なものはその改善に努めなければならない。
- 4 点検・評価の結果は, 学外者による検証及び評価を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第29条 本学の動物実験等に関する情報は, ホームページ等適切な方法により公開するものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(略)

附 則

この細則は、令和6年1月10日から施行する。

別紙様式1 (第4条第1項関係)

別紙様式2 (第6条第1項関係)

別紙様式3 (第6条第2項関係)

別紙様式4 (第7条第4項関係)

別紙様式5 (第9条第1項関係)

別紙様式6 (第12条第1項関係)

【改正理由】

国立大学法人動物実験施設協議会が提供する機関内規程案にあわせて、所要の改正を行うものである。

第8章 雑則

(雑則)

第30条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(略)

別紙様式1 (第5条第1項関係)

別紙様式2 (第7条第1項関係)

別紙様式3 (第7条第2項関係)

別紙様式4 (第8条第4項関係)

別紙様式5 (第10条第1項関係)

別紙様式6 (第13条関係)

(新)

別紙様式1(第4条第1項関係)

動物実験計画申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属・氏名：

動物実験計画（新規 変更・年度更新（承認番号 _____））について、下記のとおり申請します（※変更の場合は変更箇所を朱書きにて記入願います。）。

記

研究課題名	
-------	--

	氏名・所属	区分（選択） ①教職員②学生 ③学外者	実施者 登録番号	③学外者のみ TEL・E-mail
動物実験責任者				
動物実験実施者 ※③学外者は連絡先 を必ず記入してくだ さい。				

実験実施期間	<input type="checkbox"/> 承認日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> _____ 年 4 月 1 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※年度更新の場合のみ
--------	---

飼養保管施設 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> 動物実験施設	<input type="checkbox"/> A棟（ <input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> BSLエリア、 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> K棟（ <input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> 中大動物エリア） <input type="checkbox"/> D棟 <input type="checkbox"/> RI棟
	<input type="checkbox"/> 講座等 （ _____ 棟 _____ 階 _____ 室 【承認番号： _____】）	
実験室 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> 動物実験施設	<input type="checkbox"/> A棟（ <input type="checkbox"/> BSLエリア、 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> K棟（ <input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> 中大動物エリア） <input type="checkbox"/> D棟 <input type="checkbox"/> RI棟
	<input type="checkbox"/> 講座等 （ _____ 棟 _____ 階 _____ 室 【承認番号： _____】）	

	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先 （導入機関名）	備考
使用動物							

研究目的・研究計画・方法の概要	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
------------------------	------------------------------

実験方法	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリ」や「動物の苦痛軽減排除方法」等と整合性をもたせる。）
-------------	---

特殊実験区分 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 感染実験 安全度分類： <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 病原体等安全管理委員会承認番号： 感染物名：
	<input type="checkbox"/> (2) 遺伝子組換え動物使用実験 区分： <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A 遺伝子組換え実験安全委員会承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (3) 放射性同位元素・放射線使用実験 承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (4) 倫理委員会承認実験 倫理委員会承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (5) 化学発癌・重金属実験，毒性・催奇性実験（投与物質名： ） ケミカルハザード対応レベル： <input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2
	<input type="checkbox"/> (6) 海外固有の動物の使用（→使用有の場合： <input type="checkbox"/> MTA 締結）
	<input type="checkbox"/> (7) 講座等実験室で 48 時間以上の動物保管
特殊実験の内容	

動物実験の種類 ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> 試験・研究 <input type="checkbox"/> 教育・訓練 <input type="checkbox"/> その他
動物実験を必要とする理由 ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> その他

想定される苦痛のカテゴリ ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験
----------------------------------	---

動物の苦痛軽減 排除の方法 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/> (2) 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/> (3) 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：
	<input type="checkbox"/> 麻薬使用実験 麻薬研究者免許保持者氏名： 有効期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (4) 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 (具体的な状態を記入：)
<input type="checkbox"/> (5) その他 (具体的に記入：)	

安楽死の方法 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 麻酔薬等の使用 具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：
	<input type="checkbox"/> (2) 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/> (3) 中枢破壊 (具体的に記入：) 法)
	<input type="checkbox"/> (4) 安楽死させない (その理由を記入：)

その他必要 又は参考事項	(学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する)
-----------------	---

以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会 審査欄	審査終了年月日： 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 <input type="checkbox"/> 特殊実験区分(1)～(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること)。 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
学長承認欄	承認年月日： 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号： 第 号 旭川医科大学学長

(旧)

別紙様式1(第5条第1項関係)

動物実験計画申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属・氏名：

動物実験計画 (新規 変更・年度更新(承認番号)) について、下記のとおり申請します(※変更の場合は変更箇所を朱書きにて記入願います。)

記

研究課題名	
-------	--

	氏名・所属	区分(選択) ①教職員②学生 ③学外者	実施者 登録番号	③学外者のみ TEL・E-mail
動物実験責任者				
動物実験実施者 ※③学外者は連絡先 を必ず記入してくだ さい。				

実験実施期間	<input type="checkbox"/> 承認日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 4 月 1 日 年 月 日 ※年度更新の場合のみ
--------	---

飼養保管施設 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> 動物実験施設	<input type="checkbox"/> A棟 (<input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> BSLエリア、 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> K棟 (<input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> 中大動物エリア) <input type="checkbox"/> D棟 <input type="checkbox"/> RI棟
	<input type="checkbox"/> 講座等 (棟 階 室 【承認番号： 】)	
実験室 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> 動物実験施設	<input type="checkbox"/> A棟 (<input type="checkbox"/> BSLエリア、 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> K棟 (<input type="checkbox"/> SPFエリア、 <input type="checkbox"/> 中大動物エリア) <input type="checkbox"/> D棟 <input type="checkbox"/> RI棟
	<input type="checkbox"/> 講座等 (棟 階 室 【承認番号： 】)	

	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先 (導入機関名)	備考
使用動物							

研究目的・研究計画・方法の概要	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
------------------------	------------------------------

実験方法	実験方法（動物に加える処置，使用動物数の根拠を具体的に記入し，「想定される苦痛のカテゴリ」や「動物の苦痛軽減排除方法」等と整合性をもたせる。）
-------------	---

特殊実験区分 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 感染実験 安全度分類： <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 病原体等安全管理委員会承認番号： 感染物名：
	<input type="checkbox"/> (2) 遺伝子組換え動物使用実験 区分： <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A 遺伝子組換え実験安全委員会承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (3) 放射性同位元素・放射線使用実験 承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (4) 倫理委員会承認実験 倫理委員会承認番号： 承認期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (5) 化学発癌・重金属実験，毒性・催寄性実験（投与物質名： ） ケミカルハザード対応レベル： <input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2
	<input type="checkbox"/> (6) 海外固有の動物の使用（→使用有の場合：□MTA 締結）
	<input type="checkbox"/> (7) 講座等実験室で48時間以上の動物保管
特殊実験の内容	

動物実験の種類 ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> 試験・研究 <input type="checkbox"/> 教育・訓練 <input type="checkbox"/> その他
動物実験を必要とする理由 ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> 検討したが，動物実験に替わる手段がなかった。 <input type="checkbox"/> 検討した代替手段の精度が不十分だった。 <input type="checkbox"/> その他

想定される苦痛のカテゴリ ※選択項目を1つ■	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い，動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い，動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い，回避できない重度のストレスまたは痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に，耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験
----------------------------------	---

動物の苦痛軽減 排除の方法 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/> (2) 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/> (3) 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：
	<input type="checkbox"/> 麻薬使用実験 麻薬研究者免許保持者氏名： 有効期間： 年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> (4) 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 (具体的な状態を記入：)
<input type="checkbox"/> (5) その他 (具体的に記入：)	

安楽死の方法 ※該当項目を全て■	<input type="checkbox"/> (1) 麻酔薬等の使用 具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：
	<input type="checkbox"/> (2) 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/> (3) 中枢破壊 (具体的に記入：) 法)
	<input type="checkbox"/> (4) 安楽死させない (その理由を記入：)

その他必要 又は参考事項	(学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する)
-----------------	---

以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会 審査欄	審査終了年月日： 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験等の実施に関する規程等に適合する。 条件等 <input type="checkbox"/> 特殊実験区分(1)～(4)については、各委員会の承認後に実験を開始すること(承認書の写しを研究技術支援センター事務担当へ提出すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、旭川医科大学における動物実験規程等に適合しない。
学長承認欄	承認年月日： 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号： 第 号 旭川医科大学長

(新)

別紙様式2 (第6条第1項関係)

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

内線：

実験動物の使用数及び飼養保管状況について、下記のとおり報告します。

記

動物種	実験に供した動物数 (前年度1年間の合計)	飼養保管中の動物数 (前年度3月31日現在)

動物実験計画承認番号：

(承認期間： 年 月 日～ 年 月 日)

注意1) 動物実験施設を介して導入・繁殖・飼養保管・実験された動物は、動物実験施設で把握していますので、講座・分野等で独自に導入あるいは繁殖し、使用した動物のみについて記載してください。

注意2) 遺伝子組換え動物については、各組換え動物ごとに記載してください。なお、必要に応じて、欄を加えてください。

(旧)

別紙様式2 (第7条第1項関係)

実験動物の使用数及び飼養保管状況報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

内線：

実験動物の使用数及び飼養保管状況について、下記のとおり報告します。

記

動物種	実験に供した動物数 (前年度1年間の合計)	飼養保管中の動物数 (前年度3月31日現在)
<u>マウス</u>		
<u>ラット</u>		
<u>ハムスター</u>		
<u>モルモット</u>		
<u>ウサギ</u>		
<u>ネコ</u>		
<u>イヌ</u>		
<u>ブタ</u>		
<u>サル</u>		
<u>その他</u> ()		

動物実験計画承認番号：

(承認期間： 年 月 日～ 年 月 日)

注意1) 動物実験施設を介して導入・繁殖・飼養保管・実験された動物は、動物実験施設で把握していますので、講座・分野等で独自に導入あるいは繁殖し、使用した動物のみについて記載してください。

注意2) 遺伝子組換え動物については、各組換え動物ごとに記載してください。なお、必要に応じて、欄を加えてください。

(新)

別紙様式 3 (第 6 条第 2 項関係)

動物実験成果報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者 所属： 職名： 氏名：

動物実験により得られた前年度の成果について、下記のとおり報告します。

記

動物実験承認番号					
研究課題名					
動物実験責任者・実施者の教育訓練受講状況	氏 名	チェック欄			
		<input type="checkbox"/> 前年度受講済 <input type="checkbox"/> 前年度受講済 <input type="checkbox"/> 前年度受講済 <input type="checkbox"/> 前年度受講済 <input type="checkbox"/> 前年度受講済 <input type="checkbox"/> 前年度受講済			
実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止				
	結果の概要				
使用動物	動物種	系統	性別	予定匹数	使用匹数
成果 (予定を含む。) ※得られた業績 (例: <u>学会発表</u> , 雑誌論文, 図書 (著者名, 論文標題, 雑誌名, 巻・号, 発行年, 頁, 出版社など) 及び工業所有権など) について記載。必要に応じて別紙に記載。					
特記事項					

1 (*) 変更届が提出されていること。

2 1頁以内に収めること。記載欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

(旧)

別紙様式3 (第7条第2項関係)

動物実験成果報告書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

動物実験により得られた前年度の成果について、下記のとおり報告します。

記

動物実験承認番号					
研究課題名					
動物実験責任者・実施者の教育訓練受講状況	氏 名		教育訓練講習会受講日		
			年	月	日
			年	月	日
			年	月	日
			年	月	日
			年	月	日
実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止				
	結果の概要				
使用動物	動物種	系統	性別	予定匹数	使用匹数
成果 (予定を含む。) ※得られた業績 (例: 雑誌論文, 図書 (著者名, 論文標題, 雑誌名, 巻・号, 発行年, 頁, 出版社など) 及び工業所有権など) について記載。必要に応じて別紙に記載。					
特記事項					

1 (*) 変更届が提出されていること。

2 1頁以内に収めること。記載欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

(新)

別紙様式 4 (第 7 条第 4 項関係)

飼養保管室設置申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

内 線 :

飼養保管室の設置について、下記のとおり申請します。

新規 更新 (承認番号) 変更 (承認番号)

- 注意事項) 1 飼養保管室設置申請は、年度単位に更新が必要です。
2 新規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。
(※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)
3 記入欄は、適宜調整してお使いください。

記

飼養保管室の名称	
設置予定期間	承認日 ・ 年 4 月 1 日 (どちらかを囲んでください)。 ～ 年 月 日
飼養保管室の管理体制	〈設置・管理体制〉 <input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> 講座等
	〈実験動物管理者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話) 関連資格： 実験動物の取扱の経験年数： 〈飼養者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話) 関連資格： 実験動物の取扱の経験年数：

飼養保管室の概要	1) 建物の構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 他() 2) 空調設備 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 有りの場合： 温度制御 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 湿度制御 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 無しの場合： 換気装置 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 3) 飼養動物種 <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> ラット <input type="checkbox"/> 他() 4) 逸走防止策 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> ネズミ返し <input type="checkbox"/> トラップ 5) 衛生設備 (流し台, 洗浄, 消毒器具等) <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 6) 照明制御(ライト・コントロール) <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等) ※更新の場合は、改善点等、変更の場合は、変更点等を記入すること。	実験動物の通常飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 遺伝子改変(Tg, Ko, KI)動物飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 倫理委員会承認実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 感染実験動物飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 化学物質(発癌, 毒性等)投与動物飼養実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

申請者は以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会審査欄

審査年月日： 年 月 日 審査結果： <input type="checkbox"/> 法令及び指針等並びに本学の規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善をした上で、使用の承認を行うことが適当である。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善点多すぎるため、不適合である。

申請のありました飼養保管室の設置 (新規・更新・変更) を審査結果に基づき承認します。 承認番号：第 号 年 月 日 旭川医科大学長

(旧)

別紙様式4 (第8条第4項関係)

飼養保管室設置申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属：
職 名：
氏 名：
内 線：

飼養保管室の設置について、下記のとおり申請します。

新規 更新(承認番号) 変更(承認番号)

- 注意事項) 1 飼養保管室設置申請は、年度単位に更新が必要です。
2 新規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。
(※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)
3 記入欄は、適宜調整してお使いください。

記

飼養保管室の名称	
設置予定期間	承認日 ・ 年4月1日 (どちらかを囲んでください) ～ 年 月 日
飼養保管室の管理体制	〈設置・管理体制〉 <input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> 講座等
	〈実験動物管理者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話) 関連資格： 実験動物の取扱の経験年数： 〈飼養者〉(人数が多い場合、別資料として添付) 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話) 関連資格： 実験動物の取扱の経験年数：
飼養保管室の概要	1) 建物の構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 他()

	2)空調設備 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 有りの場合： 温度制御 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 湿度制御 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 無しの場合： 換気装置 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 3)飼養動物種 <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> ラット <input type="checkbox"/> ハムスター <input type="checkbox"/> 他() 4)逸走防止策 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> ネズミ返し <input type="checkbox"/> トラップ 5)衛生設備（流し台、洗浄、消毒器具等） <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 6)照明制御(ライト・コントロール) <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 7)臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等） ※更新の場合は、改善点等、変更の場合は、変更点等を記入すること。	実験動物の通常飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 遺伝子改変(Tg, Ko, KI)動物飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 倫理委員会承認実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 感染実験動物飼養・実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 化学物質(発癌, 毒性等)投与動物飼養実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

申請者は以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会審査欄

審査年月日： 年 月 日
審査結果： <input type="checkbox"/> 法令及び指針等並びに本学の規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善をした上で、使用の承認を行うことが適当である。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善点多すぎるため、不適合である。
申請のありました飼養保管室の設置（新規・更新・変更）を審査結果に基づき承認します。
承認番号：第 号 年 月 日
旭川医科大学長

(新)

別紙様式 5 (第9条第1項関係)

実験室設置申請書・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

内 線 :

実験室の設置について、下記のとおり申請します。

新規 更新 (承認番号 _____) 変更 (承認番号 _____)

注意事項) 1 実験室設置申請は、年度単位に更新が必要です。

2 新規又は変更の場合は、年度途中の申請ができます。

(※ 変更の場合は、変更箇所を朱書き願います。)

3 記入欄は、適宜調整してお使いください。

記

実験室の名称	
設置予定期間	承認日 ・ _____ 年 4 月 1 日 (どちらかを囲んでください)。 _____ ~ _____ 年 月 日
実験室の管理体制	〈設置・管理体制〉 <input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> 講座等
	〈担当教員〉 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話)
実験室の概要	実験で使用する動物の種類 <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> ラット <input type="checkbox"/> その他(_____) 遺伝子組換え実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 倫理委員会承認実験 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 逸走防止策 <input type="checkbox"/> ネズミ返し <input type="checkbox"/> 仕切り <input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> その他(_____) 衛生設備 清掃・消毒器具 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 防具 マスク、キャップ、ゴーグル <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造等	実験設備： <input type="checkbox"/> ドラフトチャンバー <input type="checkbox"/> 安全キャビネット <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 乾熱滅菌器 <input type="checkbox"/> <u>高圧蒸気滅菌器</u>
--------------------------	--	---

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

申請者は以下に記入しないでください。

審査及び承認

動物実験委員会審査欄

審査年月日： 年 月 日
審査結果： <input type="checkbox"/> 法令及び指針等並びに本学の規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善をした上で、使用の承認を行うことが適当である。 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり改善点が多すぎるため、不適切である。

申請のありました実験室の設置（ <u>新規・更新・変更</u> ）を審査結果に基づき承認します。
承認番号：第 号 年 月 日
旭川医科大学長

(旧)

別紙様式5 (第10条第1項関係)

実験室設置申請・承認書

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

内 線 :

実験室の設置 (新規 変更) について、下記のとおり申請します。

記

実験室の名称	
実験室の管理体制	〈設置・管理体制〉 <input type="checkbox"/> 動物実験施設 <input type="checkbox"/> 講座等
	〈担当教員〉 講座等： 職 名： 氏 名： 連絡先：(電話)
実験室の概要	実験で使用する動物の種類 <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> ラット <input checked="" type="checkbox"/> ハムスター <input type="checkbox"/> その他() 遺伝子組換え実験の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (<input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A) (承認番号： 承認期間：) 倫理委員会承認実験の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (<input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A) (承認番号： 承認期間：) 逸走防止策 <input type="checkbox"/> ネズミ返し <input type="checkbox"/> 仕切り <input type="checkbox"/> トラップ <input type="checkbox"/> その他() 衛生設備 清掃・消毒器具 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 防具 マスク、キャップ、ゴーグル <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し

(新)

別紙様式6 (第12条第1項関係)

施設等 (飼養保管室・実験室) 廃止届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

内 線 :

施設等 (飼養保管室・実験室) の廃止について、下記のとおり届け出ます。

記

廃止する飼養保管室又は実験室の名称	承認番号 (第 号)
実験動物管理者又は実験室の担当教員	講座等 : 職 名 : 氏 名 : 連絡先 : (電話)
廃止年月日	年 月 日
廃止後の利用予定	

廃止後に残存した飼養保管動物の措置 (飼養保管室の場合のみ記載)	残存動物 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 残存細胞 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 残存動物若しくは細胞が有の場合の措置 : <input type="checkbox"/> 全て実験に使用 <input type="checkbox"/> 移譲 (移譲先 :) 動物詳細 (動物種 : 系統 : 数 :) 細胞詳細 (動物種 : 系統 : 数 :) <input type="checkbox"/> 全て処分 (動物種 : 系統 : 数 :)
----------------------------------	--

届出者は以下に記入しないでください。

動物実験委員会確認欄

確認日： 年 月 日

委員名：

意見等：

※記入欄が不足した場合は、別紙（A 4 版）を追加して記入してください。

(旧)

別紙様式6 (第13条関係)

施設等 (飼養保管室・実験室) 廃止届

年 月 日

旭川医科大学長 殿

動物実験責任者

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

内 線 :

施設等 (飼養保管室・実験室) の廃止について、下記のとおり届け出ます。

記

廃止する飼養保管室又は実験室の名称	承認番号 (第 号)
実験動物管理者又は実験室の担当教員	講座等 : 職 名 : 氏 名 : 連絡先 : (電話)
廃止年月日	年 月 日
廃止後の利用予定	

廃止後に残存した飼養保管動物の措置 (飼養保管室の場合のみ記載)	残存動物 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 残存細胞 : <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 残存動物若しくは細胞が有の場合の措置 : <input type="checkbox"/> 全て実験に使用 <input type="checkbox"/> 移譲 (移譲先 :) 動物詳細 (動物種 :) 系統 : 数 :) 細胞詳細 (動物種 :) 系統 : 数 :) <input type="checkbox"/> 全て処分 (動物種 :) 系統 : 数 :)
----------------------------------	--

届出者は以下に記入しないでください。

動物実験委員会確認欄

確認日： 年 月 日

委員名：

意見等：

※記入欄が不足した場合は、別紙（A 4 版）を追加して記入してください。